

(選定要件書)

技術提案書の提出を求める者の選定要件書

1 対象業務名

農業水利施設を活用した再生可能エネルギー導入マスタープラン策定業務

2 対象業務の要件

項目	設定要件
①参加資格及び業務実績等に関する要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 沖縄県に建設コンサルタント登録がなされており、下記登録部門を有すること。 業種：農業土木部門</li><li>・ 同種又は類似業務の実績 過去5年間に1件以上 同種業務：再生可能エネルギー活用に関するマスタープラン（基本整備計画）策定業務 類似業務：再生可能エネルギー活用に関して、国や地方公共団体、大学等と連携した業務</li><li>・ 技術士（農業部門－農業土木又は電気電子部門）又はRCCM（農業土木部門又は電気電子部門）を1人以上</li><li>・ 上記実績を有する者を管理技術者として配置できるものであること。</li></ul>
②欠格要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている期間にないこと。</li><li>・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。</li><li>・ 開札の日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。</li><li>・ 開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続きの申立がなされたものでないこと。</li><li>・ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県農林水産部発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。</li></ul>
③地域要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 沖縄県内に本店又は支店若しくは営業所等を有すること。</li></ul>
④その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 共同企業体での参加の場合、要件は以下のとおりとする。 ア 代表者（幹事企業）は構成員のうち最大の業務能力を有し、かつ最大の出資割合であること。 イ 代表者は、①から③の要件を全て満たすこと。 ウ 全ての構成員は、②の要件を満たすこと。なお、沖縄県の「平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録業者名簿」に記載のない企業については、「会社概要書」及び「誓約書」を別に定める様式により提出すること。 エ 全ての構成員は、出資割合が20%以上であること。なお、2社共同企業体においては、30%以上であること。</li></ul>

## 技術提案書の作成説明書

(農業水利施設を活用した再生可能エネルギー導入マスタープラン策定業務)

### 1 業務の概要

(1) 業務目的、業務内容、履行期間、業務実施上の条件、成果品等別紙「技術提案仕様書」を参照すること。

(2) 本業務において技術等提案を求めるテーマは、以下のとおりとする。

①再生可能エネルギー導入の検討

### 2 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書作成上の基本事項

①プロポーザルは、具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

②要請した事項以外の内容を含む技術提案書については、無効とする場合がある。

(2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(3) 技術提案書の内容に関する留意事項

様式第1号のとおり。

(4) 業務量の目安

提案に当たっては、総額 14,238,000 円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲で見積もること。

(5) 技術提案書の無効

提出書類について、本説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

### 3 技術提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 技術提案書提出意思表明書

①提出書類：技術提案書提出意思表明書【様式第2号】

同種（類似）業務実績調書【様式第2-1号】

配置予定技術者調書【様式第2-2号】

部門別技術者調書【様式第2-3号】

共同企業体協定書（注）【共同企業体の場合。様式任意】

会社概要書（注）【様式第3号】

誓約書（注）【様式第4号】

(注)共同企業体においては、代表者(幹事企業)を筆頭に連名で意思表明書を提出するとともに、「平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録業者名簿」に登載のない全ての構成員について「会社概要書」及び「誓約書」を提出すること。

②提出方法：持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

※ 共同企業体の場合は、代表者(幹事企業)が応募を行うこと。

③申込期間：平成25年6月26日(水)～平成25年7月3日(水) 17:00

## (2) 技術提案書提出者の参加資格要件の確認

(1)の提出書類に基づき、技術提案書提出者としての参加資格要件を確認し、通知する。

なお、本業務の技術等提案書を提出できるのは、技術提案書提出選定通知を受けた者に限る。

## (3) 技術提案書

①提出書類：技術提案書 【様式第1号】 各6部  
参考見積書 【様式任意】 各6部

②提出方法：持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

③提出期限：平成25年7月18日(木) 12:00

④その他：要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

## (4) 技術提案書等の体裁

原則として、A4判、縦、左綴りとし、内容は仕様に沿って簡潔・明瞭に記載すること。

## (5) 技術提案書提出意思表明書、技術提案書等の提出先

沖縄県農林水産部 村づくり計画課 事業計画班 (担当：吉川、兼次)

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 (県庁10階)

電話番号：098-866-2263 FAX：098-869-0557

Eメール：[aa045306@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa045306@pref.okinawa.lg.jp)

## 4 公告の内容についての質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

文書(様式任意、ただし、規格はA4版により行うものとし、持参、又は電子メールのいずれかの方法で受け付ける。ただし、電子メールの場合は、メール件

名に「再生可能エネルギーマスタープラン策定業務に関する質問」と明記し、電話にてメール着信を確認すること。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び FAX 番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付担当課：3の提出先に同じ。

②質問の受付期間：平成25年6月27日（木）～平成25年7月3日（水）17:00

(2) 質問に対する回答

質問を受理した日から5日間以内に、質問のあった者に対して電子メールで回答する。

また、質問及び回答は、平成25年7月10日（水）までに村づくり計画課ホームページにて閲覧可能とする。

5 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目

①予定技術者（管理技術者、担当技術者及び照査技術者）の資格要件、専門技術力、専任性等

②実施方針・実施フロー・工程表等

③特定テーマに対する技術等提案

(2) 評価は各評価項目における判断基準に基づき評価のウェイトを付ける。

(3) 特定された者に対しては、技術提案書を特定した旨を書面により通知する。

6 技術提案書に関するヒアリング（プレゼンテーション）

(1) 実施日時：平成25年7月23日（火）～7月26日（金）（予定）

※日時及び場所は、協議の上、平成25年7月12日（金）までに通知する。

なお、8の(1)に定める書類審査を行う場合は、7月26日（金）以降にヒアリングを行う可能性がある。

(2) 実施場所：県庁内会議室

(3) 出席者：管理技術者又は担当技術者のうち3名以内

なお、原則として指定されたもの以外の者の出席は認めない。

(4) ヒアリング方法及びヒアリング項目

①ヒアリング方法：技術提案書について、プレゼンテーション方式により説明を行う。各社の持ち時間は15分とする。

（プレゼンテーション10分、質疑応答5分）

②ヒアリング項目：業務の実施方針、業務のフローチャート、工程計画及び特定テーマに対する技術等提案の取り組み方法

(5) ヒアリング時の追加資料は受理しない。ただし、これを踏まえた上で、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。

(6) ヒアリングに出席しない場合受注意思ないものとみなし、原則として特定しない。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りでないので、該当する場合はその旨を理由と共に書面（書式自由、ただしA4判とする。）にて提出すること。

## 7 非特定理由に関する事項

(1) 提出した技術提案書が特定されなかったものに対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、通卸をした日の翌日から起算して5日（（行政機関の休日を含まない。）以内に、書面（様式任意）により、非特定理由について説明を求めることができる。

(3) (2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

(4) 非特定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は、以下のとおりとする。

①受付場所：技術提案書等の提出先と同じ。

②受付時間：9:00～17:00

## 8 その他の留意事項

(1) 技術提案書提出者が6社以上となる場合は、村づくり計画課において配置予定技術者に関する書類審査を行い、総得点の高い上位5社程度（3～5社）を選定し、ヒアリングを行う。なお、総得点が同点となる場合は、順次、管理技術者の得点が高い者、担当技術者の得点が高い者を上位とする。

(2) (1)の書類審査を行うときは、平成25年7月12日（金）までにその旨を通知するとともに、平成25年7月26日（金）までに書類審査の結果を通知する。

(3) 委託契約については、審査で最高順位の候補者と契約締結に向け協議を行うが、当該候補者との協議が整わなかったときは、改めて次点の候補者と協議を行う。

- (4) 事業の実施にあたり、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (5) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、沖縄県農林水産部工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領（準用）に基づく指名停止を行うことがある。
- (7) 特定しなかった技術提案書は原則として提出者に返却しない。また、提出された技術提案書は技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得ることとする。
- (8) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (9) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。